

岩手県告示第567号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成22年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 242号	混合石灰肥 料	マグカルB		%	肥料取締法第3 条第1項に規定 する公定規格の とおり	くみあい肥料 株式会社	岩手県花巻市 二枚橋第5地 割146番地	平成22年 3月15日
			アルカリ分	70.0				
			く溶性苦土	42.0				
			内水溶性苦土	10.0				
く溶性ほう素	0.25							